

災害時の避難支援に ～高齢者や障がい者等の名簿作成～

避難行動要支援者名簿 制度のご案内



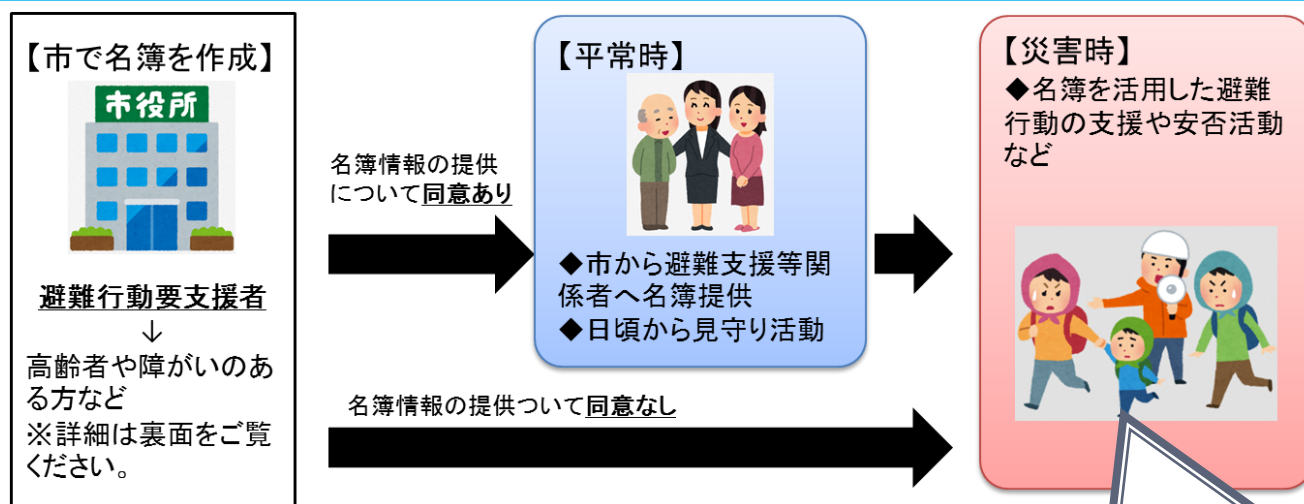
南相馬市では、障がい者や要介護認定者などが、災害時に迅速かつ円滑に避難できるように支援する体制づくりを地域の皆さまと協働で進めています。

本制度は、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域の避難支援等関係者※に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを行うものです。

【避難支援等関係者】とは・・・南相馬市関係課、民生委員、社会福祉協議会、行政区、自主防災組織、福祉施設等関係事業所等を指します。

避難行動要支援者名簿に登録し、地域への情報提供について同意される方は、別紙「避難行動要支援者の個人情報提供に関する同意書」を提出してください。

制度の流れ



【お問合せ先】

- ◆避難行動要支援者名簿に関するお問合せ
社会福祉課 0244-24-5321

※法により市で把握が義務付けられている避難行動要支援者は、災害発生時又は発生のおそれがある場合に、生命を守ることを最優先とし、同意の有無にかかわらず、特に必要な場合は、避難支援等関係者に情報を提供します。

登録できる方

市内に在宅で生活をされている方で、次の条件に該当する方

- ①介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
- ②身体障がい者手帳所持者
- ③知的障がい者（療育手帳を所持している方）
- ④精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持している方）
- ⑤難病患者
- ⑥介護保険要介護認定調査において特別な医療の提供を受けている方
- ⑦その他市長が特に認める次のような方
 - ア 上記①から⑦の分類で程度の判定では該当しないが、避難行動に不安があり名簿登録を希望する方
 - イ 家族と同居しているが、日中は一人となる①から⑦に準じた方で、避難行動に不安があり名簿登録を希望する方
- ⑧妊産婦（妊娠届のあった方）、乳幼児、外国人の方



登録された方 への支援内容

平常時

自主防災組織・行政区の役員や民生・児童委員が、自宅を訪問し、身体等の状態、災害時における情報伝達の手段や避難支援の方法等について確認を行います。

災害時

避難に時間がかかる要支援者が、いち早く安全に避難できるよう、避難支援を行います。また、震災時には、安否確認等を行います。

ご注意頂きたいこと

災害時の状況によっては、支援者の多くも被災者になりうることから、この名簿に登録することで、災害時等の支援を必ず約束するものではないことを、ご理解くださいますようお願いいたします。



【個人情報の取扱いについて】

登録して頂いた個人情報については、行政内及び関係機関内において適正に管理し、申し込まれた方の安否確認及び避難支援以外の目的には使用しません。